

令和 5 年度

大阪府自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会

第 1 回 会議次第

令和 5 年 8 月 22 日（火）午後 3 時
（大阪合同庁舎第 2 号館 9 階 共用会議室 B）

1 開 会

2 議 事

- （1）部会長及び部会長代理の選出について
- （2）審議の進め方について
- （3）審議資料について
- （4）大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

令和5年度大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金

専門部会資料

資料	1	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会運営規程・・・・・・・・・・	1
資料	2	令和5年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項・・・・・・・・・・	3
資料	3	令和5年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況・・・・・・・・・・	5
資料	4	申出書・・・・・・・・・・	7
資料	5	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）（写）	9
資料	6	最低賃金の改正決定等について（諮問）（写）・・・・・・・・・・	11
資料	7	令和5年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ・・・・・・・・・・	13
資料	8	大阪府自動車・同附属品製造業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表・・・・・・・・・・	15
資料	9	令和5年度改正の必要性の有無に係る意見書 （労働者側 9－1）・・・・・・・・・・	17
		（使用者側 9－2）・・・・・・・・・・	19
資料	10	大阪府内の最低賃金リーフレット・・・・・・・・・・	23
資料	11－1	令和5年春季賃上げ妥結状況（最終報）・・・・・・・・・・	25
資料	11－2	令和5年春季賃上げ妥結状況（詳細分析報告）・・・・・・・・・・	33

大阪地方最低賃金審議会
大阪府自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の出席等)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の進行)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年9月16日から施行する。

この規程は、平成25年9月10日から施行する。

改 正 この規程は、令和3年8月17日から施行する。

令和5年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和5年7月28日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

- (1) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和５年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和５年６月30日現在

改正決定	最低賃金の件名及び産業分類		意向表明年月日 改正申出年月日	申出者	労働者数	合意労働者数 (割合)	備考
	大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)		令和５年２月 28 日 令和５年６月 30 日	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 J E C 連合大阪地方連絡会 議長 平間 明弘	2, 098	1, 036 (49. 4 %)	労働協約ケース
	大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)		令和５年２月 28 日 令和５年６月 30 日	基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治 J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男	16, 854	6, 750 (40. 0 %)	労働協約ケース
	大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)		令和５年２月 28 日 令和５年６月 30 日	全電線大阪地方協議会 議長 絹田 伸一 アルミ関連協 議長 中浦 太一 全国伸銅労働組合連合会 会長 森 義仁	4, 886	2, 927 (59. 9 %)	労働協約ケース
	大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)		令和５年２月 28 日 令和５年６月 30 日	J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治	53, 841	23, 949 (44. 5 %)	労働協約ケース
	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 (E2941, 297を除く), 30, L7282)		令和５年２月 28 日 令和５年６月 30 日	電機連合大阪地方協議会 議長 嶋本 貴至	29, 907	28, 577 (95. 6 %)	労働協約ケース
	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)		令和５年２月 28 日 令和５年６月 30 日	J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男 自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	14, 067	5, 663 (40. 3 %)	労働協約ケース
	大阪府自動車小売業最低賃金 (I590, 591 (I5914を除く), L7282)		令和５年２月 23 日 令和５年６月 30 日	自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	18, 960	6, 309 (33. 3 %)	労働協約ケース

資料 3

※ 労働者数は、平成28年度経済センサス 事業所母集団データベース（30年次 5 レーム）から算出

2023 年 6 月 30 日

大阪労働局

局長 木原 亜紀生 様

大阪府大阪市西区土佐堀 1-6-3

J A M 大 阪

執行委員長 菊地 栄男

大阪府池田市満寿美町 13-16

自動車総連 大阪地方協議会

議長 森 茂 喜

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、大阪府自動車・同附属品製造業の最低賃金の改正を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

大阪府において自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者 14,067 人

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

大阪府において自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

尚、「技能習得中の者」とは、企業に於いて実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものである。

①当該業務に従事した経験がない者では直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について認められること。従って、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のあるものを対象とする者は含まれない。

②職場の内外に於いて集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内に於いて仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれる。

③習得されるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものである。

④技能訓練を実施する担当者は責任者が定められていること。

以上 約 14,067 人



3. 改正を申し出る最低賃金の件名

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分の1に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 5,663

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 5,663 人

大阪府における自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者数 14,067 人

=40.26%>おおむね3分の1以上

労働協約上の賃金の最も低い額=1,070 円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額=1,023 円/時間額

人

6. 添付書類

- (1) 申し出合意書及び委任状
- (2) 労働協約の写し
- (3) 当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数
- (4) 所定労働時間数及び所定労働日数

以上



令和 4 年 10 月 31 日

大阪労働局長
木原 亜紀生 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 服部 良子

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の
有無について（答申）

当審議会は、令和 4 年 7 月 6 日付け大労発基 0706 第 2 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。



大労発基 0704 第 2 号
令和 5 年 7 月 4 日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

大阪労働局長
木原 亜紀生

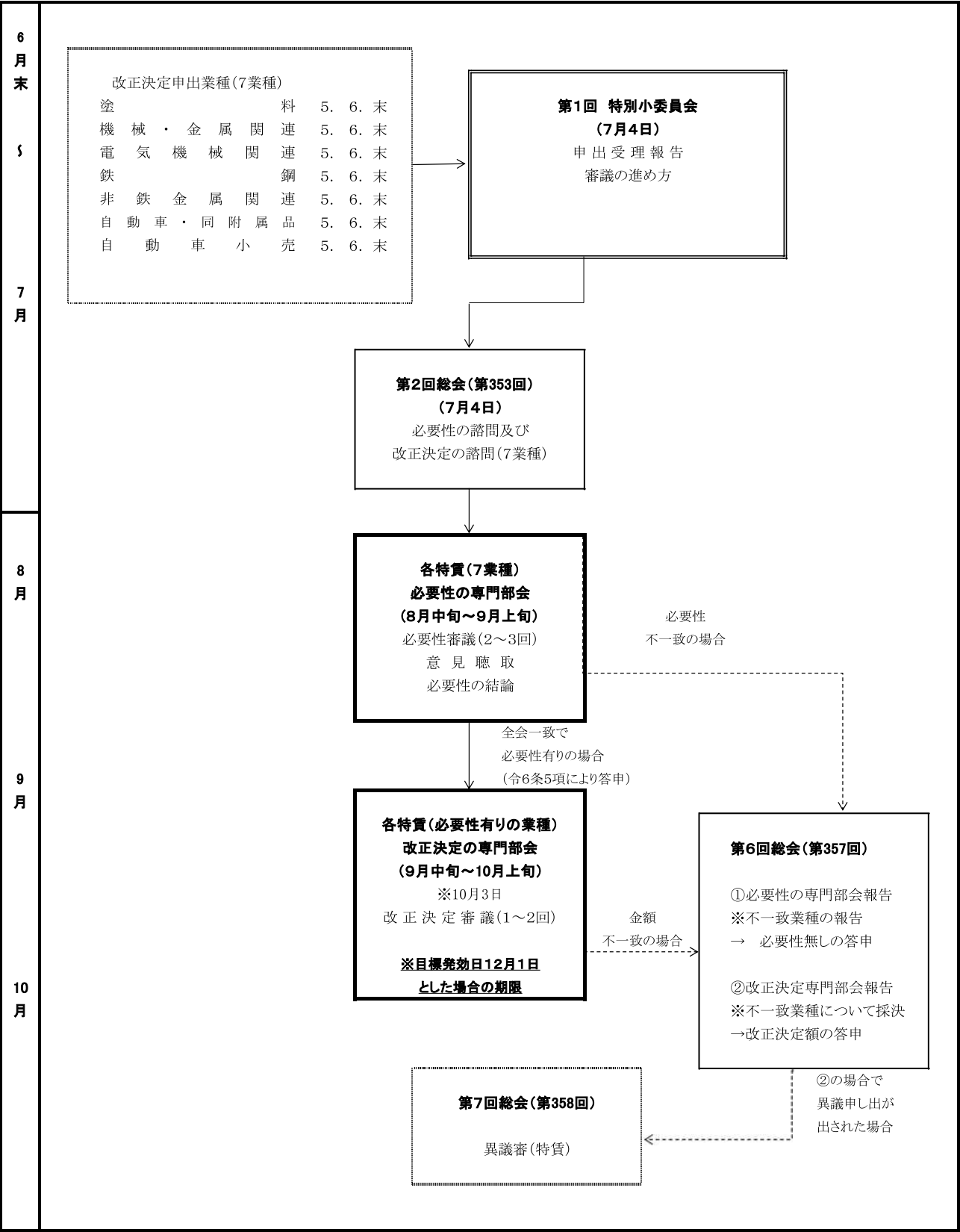
最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金

令和5年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ



自動車・同附属品製造業の改正申出にかかる
企業内最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額
時間額 998円

事業所番号	適用労働者数 (名)	所定労働時間数 (時間)	所定労働日数 (日)	令和5年協約金額		
				月額(円)	日額(円)	時間額(円)
A	3,871	-	-	-	-	1,070
B	1,140	1,891(年)	20.33(月)	176,300	-	1,118
C	446	-	-	171,100	-	1,083
D	107	-	-	173,000	-	1,072
F	99	-	-	174,220	-	1,071
合計	5,663					

※網かけ部分は、協定額のうち最低額。

令和 5 年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	<u>自動車・同附属品製造業</u> 最低賃金	労・使 側
---------	-------------------------	-------

1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

- ◆労働者の生活安定に伴う労働力の質的向上、および自動車産業の魅力向上による人材の確保と永続的発展を果たすべく、当該特定最低賃金の改正は『必要』である。

自動車産業は、日本の中でも重要な基幹産業である。2022 年の日本自動車工業会資料によると、自動車関連産業の就業人口は約 550 万人、出荷額等は約 60 兆円にも のぼり、全製造業の 18.6%を占める^{※1}。大阪府においても、自動車・同附属品製造業の 同出荷額は約 1.1 兆円であり、大阪の発展に欠かせない産業である^{※2}。

日本国民全体の移動手段に対する安全と安心の担い手として、自動車産業で働く 者の責務は極めて大きい。約 3 万個の部品からなる自動車において、安全性と品質を 担保した部品を欠かすことなく製造するには、労働者の力は必要不可欠である。 加えて、電動化など大きな環境変化を迎えている中で産業の永続的な発展を目指す には、労働力の質的向上に向けた環境整備を行う必要がある。

労働者が、その労働力を十二分に発揮するには、労働力の基盤となる生活の安定が 図られなければならない。しかし昨年より続く物価上昇は依然収まりを見せず、特に 低賃金労働者への影響は大きい。また、生産年齢人口の減少により労働力自体が減少 していく中で人材を確保するためには、事業の公正競争を確保しつつ自動車産業の 魅力向上を果たしうる、優位性を持った特定最低賃金の改正が必要である。

(※1 日本自動車工業会 日本の自動車工業 2022、※2 大阪府 2020 年大阪の工業)

2. 上記 1 の判断をされた理由（根拠）を、以下の項目ごとにお示してください。

①産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

自動車産業は、コロナ禍であっても設備投資・研究開発費 12 兆円(20-21 年度計)、 獲得外貨 25 兆円(20-21 年計)、新規雇用 27 万人(19 年末→21 年末)を記録、日本の 成長を支える成長産業である^{※3}。また、日本経済の景気動向は賃金と物価の上昇が 定着すると予想され、緩やかな回復が続く見通しである^{※4}。

国内自動車メーカー主要 8 社の連結決算^{※5}を見ても、2022 年度決算は 6 社が増収 増益(2 社は増収減益)、2023 年度予想は 6 社が増収増益(2 社は増収減益)であり、 回復基調にあることがうかがえる。経営の厳しさが指摘される自動車部品関連企業の 経営動向^{※6}も、自動車生産の回復や取引適正化の推進により売上高は 2021 年以降で 上昇傾向にあることから、自動車産業の経営環境は悲観的ではなく、支払い能力は 有していると考ええる。

(※3 日本自動車工業会 2022/5/19 記者会見、※4 日本総研レポート No. 2023-003、※5 各社決算資料、

※6 日本自動車部品工業会 日本の自動車部品産業 2023)

②賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

連合集計^{※7}によると、5,272 組合の令和 5 年賃上げ回答(加重平均)は 10,560 円(前年比+4,556)、率にして 3.58%(同+1.51)と、前年を上回る結果となった。非正規労働者においても、時給 52.78 円(前年比+29.35)、月額 6,828 円(前年比+2,831)、率にして時給 5.01%(同+2.72)、月給 3.18%(同+1.33)と前年を上回った。

大阪府内においても、419 組合の令和 5 年春季賃上げ妥結状況^{※8}は 10,792 円(前年比+4,825)、3.62%(同+1.62)と、前年を上回っている。政府が掲げる「成長と分配の好循環」の重要性を労使がともに認識し、大幅な賃金改善がなされた。

(※7 連合 2023 春季生活闘争 第 7 回回答集計結果、※8 大阪府 令和 5 年春季賃上げ妥結状況)

③生活の実態〔物価、標準生活費等〕

令和 5 年 5 月の消費者物価総合指数^{※9}は 2020 年を 100 として 105.1、前年同月比で +3.2%となっており、物価上昇局面が続いている。この物価上昇を背景に企業の価格転嫁が進む中、令和 5 年 5 月の実質賃金指数^{※10}は現金給与総額において前年比-1.2%となっている。

家計の消費支出に着目しても、二人以上の世帯における 2023 年 5 月の名目消費(住居等を除く)^{※11}は、前年同月比+2.2%であるのに対し、実質消費は-1.5%となっている。物価の上昇が家計にまで影響しており、生活環境は悪化している。

(※9 e-Stat 消費者物価指数 2023 年 5 月月報、※10 厚生労働省 毎月勤労統計調査 令和 5 年 5 月分、

※11 総務省 家計調査報告 2023 年 5 月分)

3. その他

上述の通り、日本の成長を支える自動車産業の永続的发展を果たすには、正規・非正規問わずそこに集う労働者の力が不可欠であり、賃上げを通じた意欲と活力の向上が必要である。他産業も含めて労使ともに認識は一致しているからこそ、実際に前年を超える賃金引き上げが行われている。

しかしながら、未組織労働者や非正規労働者の多くは労使交渉の機会すらなく、自らの手によって賃金を引き上げる術を持たない。物価上昇により労働力の基盤となる生活の安定が揺らぐ中、全労働者の賃金の底上げ・底支えを図るには、最低賃金制度が有効に働かなければならない。

とりわけ特定最低賃金については、産業の適正な賃金相場を形成し、公正な競争を確保する役割がある。また昨今、人材不足が深刻化する中では、産業の優位性を示すことも重要な役割である。しかし令和 5 年 7 月現在、隣接する兵庫県の輸送用機械器具製造業の特定最低賃金は 1,034 円であるのに対し、大阪府の当該特定最低賃金は地域別最低賃金と同じ 1,023 円となっており、大阪府の自動車産業は優位性が損なわれている。産業の魅力を高め、労働力の質的向上と人材確保を図るためにも、特定最低賃金の改正を行うべきである。

○記述責任者

氏 名： 自動車総連 大阪地方協議会 安田 大輔
記述年月日： 2023 年 7 月 20 日

令和5年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	自動車・同附属品製造業 最低賃金	労・使 側
---------	---------------------	-------

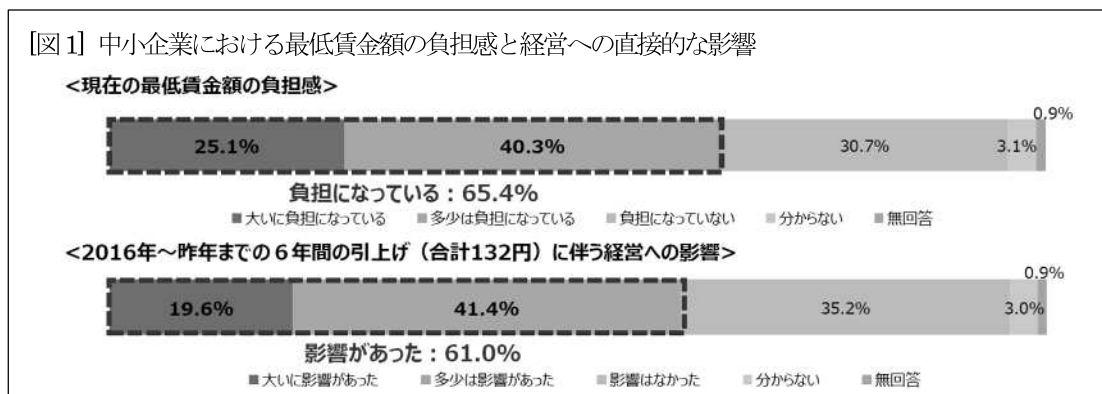
1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

▶当年度の特定最低賃金の改定は『必要なし』

▽企業経営への影響

コロナ感染症は5類へ移行し経済社会活動の正常化に伴う景気回復の兆しが見え始めてはいるものの、ウクライナ情勢を受けた原油・原材料等の高騰、ひっ迫する電力供給等、経営環境の先行きは不透明な状況である。こうした中、2023年春季交渉では、物価上昇及び人手不足への対応の必要性を背景に、同業界でも大手企業を中心とした過去最高水準となる大幅な賃上げが実施された。

一方、大半の中小事業者は「最低賃金額が経営上の負担」と感じており、最低賃金の引上げが続く中、特定最低賃金までも改定することは、中小企業の経営に直接的かつ大きな負担を強いることとなり、『将来的な雇用確保』に悪影響を及ぼす可能性があると考えます。



▽自・附特定最低賃金の役割・存在意義

2015年を起点とした昨年までの最低賃金と特定最低賃金の相関は、決定金額の差は10円未満。伸び率の差は1.5%前後、決定金額に占める差額の比率は1%未満である。

消費者物価指数の動きに対し、賃金引上げは既に十分に行われており、政府主導で最低賃金が上昇する傾向が継続することが予想される状況において「自附の特定最低賃金が府の賃金をけん引する」という役割・存在意義は希薄になりつつあると言える。

【図2】 大阪府における最低賃金と自附特定最低賃金の相関（2015年～2022年、実績）

		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
①最低賃金	決定金額	858	883	909	936	964	964	992	1023
	伸び率(2015基準)	-	2.9%	5.9%	9.1%	12.4%	12.4%	15.6%	19.2%
②特定最低賃金	決定金額	875	892	914	941	969	970	998	998
	伸び率(2015基準)	-	1.9%	4.5%	7.5%	10.7%	10.9%	14.1%	14.1%
③最賃と特定最賃の差	決定金額の差額	17	9	5	5	5	6	6	-
	差額／決定金額	1.9%	1.0%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	-
	伸び率の差	-	1.0%	1.5%	1.5%	1.6%	1.5%	1.6%	5.2%

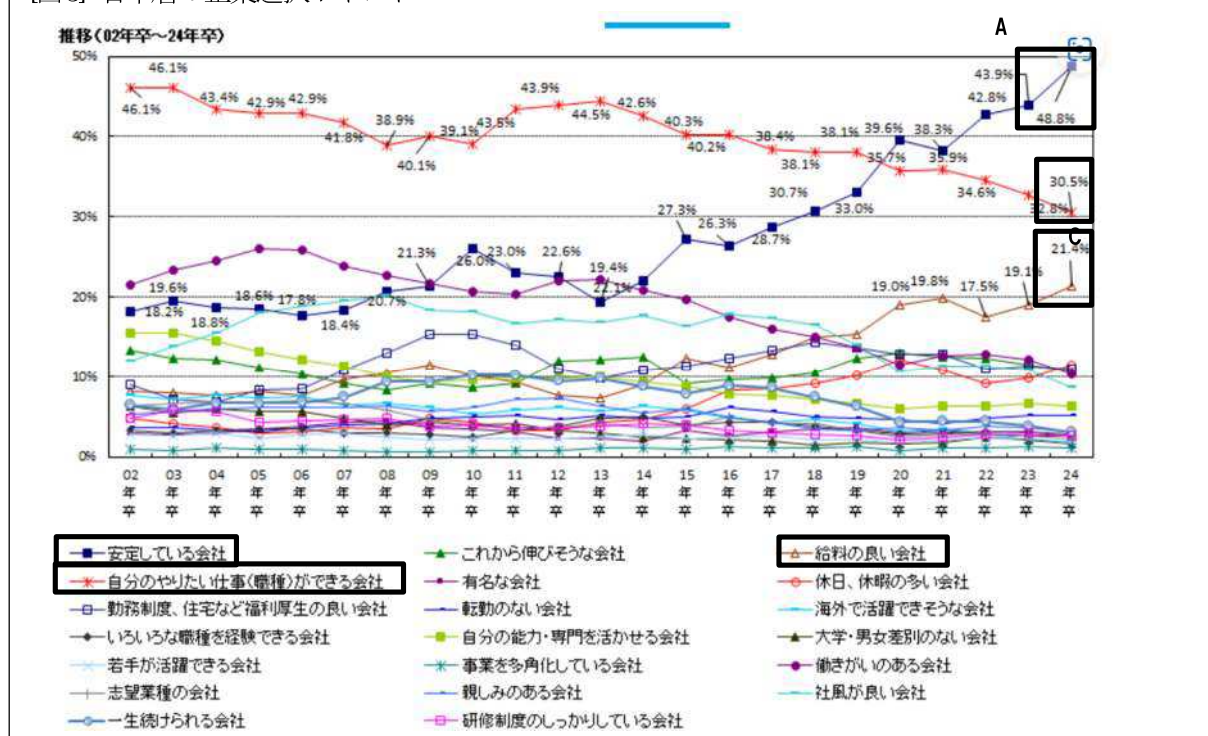
▽労働者の価値観と企業リソースの配分

「100年に一度の大変革期」と言われて久しい自・附において、生産カーボンニュートラル対応と電動化が喫緊の課題であり、それを支える人材の確保は急務である。

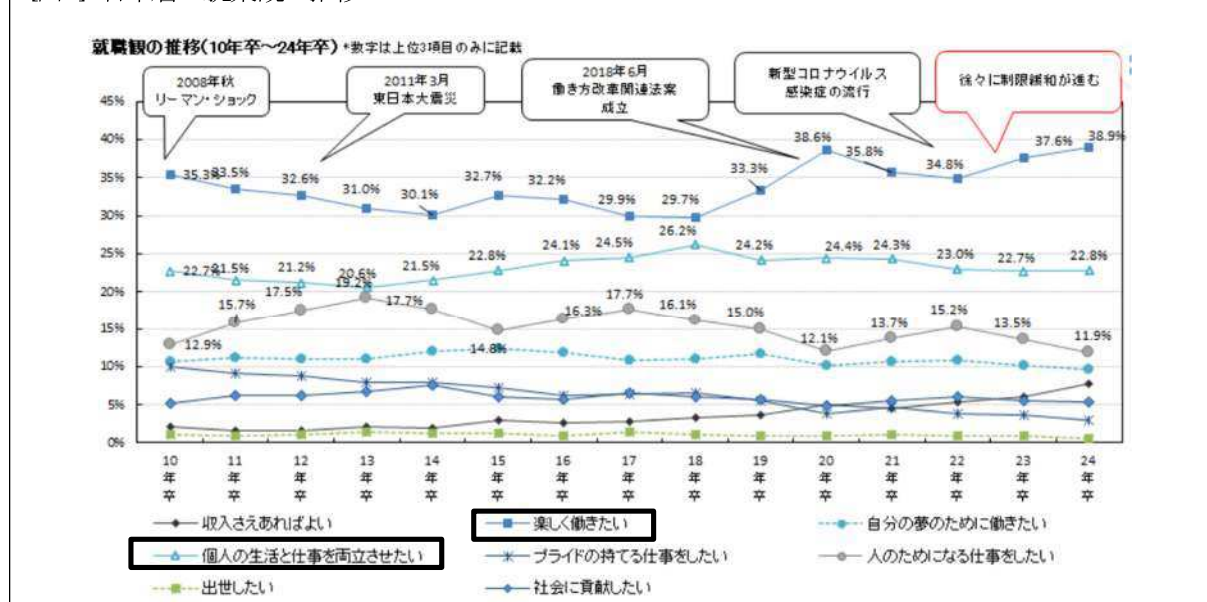
若年層・大学生が就職先を選択する際に重視するポイントは、コロナ禍以降、1位は「安定(48.8%)」と年々高まる傾向にあり、次いで2位は「自分のやりたい仕事(30.5%)」、給与面は第3位(21.4%)となつ

ている。また、就職観においても「楽しく働けること」「個人の生活と仕事を両立できること」等、賃金以外の項目が上位を占めており、採用競争力強化には多方面からのアプローチが必要であることがうかがえる。最低賃金の上昇だけで採用競争力向上につながるわけではなく、企業の魅力を高めるためには、限りあるリソースを各社の実情に合わせて配分できる余地が必要であり、産業一律の最低賃金引上げよりも優先されるべきものとする。

【図3】若年層の企業選択ポイント



【図4】若年層の就業観の推移



2 上記1の判断をされた理由(根拠)を以下の項目ごとにお示してください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

2023年3月期決算では、資材高騰や半導体不足などの厳しい環境下にあるものの、需要の回復で大半が業績を伸ばしている。ただし、カーボンニュートラルや電動化対応は依然大きな課題であり、特に中小企業における負担は大きい。

2023年1～6月(上期)の国内の新車販売台数(軽自動車含む)は前年同期比17%増の245万600台。半導体不足が深刻だった22年上期と比べ改善したが、新型コロナウイルス禍前の19年と比べると

1 割減にとどまる。

6 月時点の国内企業物価指数 前年比上昇率は『4.1%』。

出典：日本銀行調査統計局

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

大阪府労働商工部の調べによると全体平均では、妥結額 10,792 円(前年:5,967 円)、賃上げ率 3.62% (前年:2.00%) となり、妥結額が 10,000 円を超えるのは、本府が加重平均による集計を開始した平成 5 年以来、賃上げ率が 3%を超えるのは平成 6 年以来となる等、個社ごとの企業努力による賃上げが実施された。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

総務省統計局による 2022 年消費者物価指数は総合指数は 2020 年を 100 として 102.3 となり、前年に比べ 2.5%の上昇となった。

以 上

[資料出典]

図 1：『最低賃金に対する要望』 日本商工会議所・東京商工会議所 2022 年 4 月 21 日

図 2：『春季賃上げ要求・妥結状況』 大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 2015 年～2022 年

図 3・4：『2024 年卒大学生就職意識調査』(株)マイナビ 2023 年 4 月

○記述責任者

ダイハツ工業株式会社

コーポレート統括本部 人事部 人事室 主担当員 宮崎 優子

令和4年度大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲	
	1,023円 (令和4年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方	
塗料製造業	1,031円 (令和4年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	1,028円 (令和4年12月1日)	(3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方	
鉄鋼業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)	備考	
		(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)		
自動車・同附属品製造	1,023円 大阪府最低賃金 (令和4年10月1日)		

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)

または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ



支援制度 1 中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。

- 専門家（社会保険労務士）が、相談窓口のほか、電話・メール・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。
- 「人材確保のための労務改善」「新型コロナウイルス感染症への対応」などのご相談にも対応します。
- 就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。
- 地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。



詳しくは **大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター**

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 TEL:0120-068-116

受付:平日9:00～17:00（水曜のみ18:00まで） Email:hatarakikata@sr-osaka.jp

HP:<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/osaka.html>



支援制度 2 賃金引上げを応援する制度

どの支援が合うか迷ったら、このセンターに相談してみてね！

●業務改善助成金 ※中小企業向け

生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備等にかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター** TEL:0120-366-440

もしくは**大阪労働局雇用環境・均等部 企画課分室 助成金第一係**

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階 TEL:06-7223-8943



●キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）※中小企業以外も利用可能

すべて、または一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成を受けることができる制度です。（業務改善助成金と併給調整になる場合があります。）

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 TEL:06-7669-8900



●その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業等事業再構築促進事業

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター：0570-012-088**



(2)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業や個人事業主が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター：03-6281-9821**

(3)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取組む事業主に対し、設備資金や運転資金を特別利率で融資

詳しくは、**日本政策金融公庫：0120-154-505**

(2)



(3)



●「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」もご覧ください。



令和5年6月5日(月)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課
地域労政グループ 裏野・松浦

▽直通 06-6946-2604

令和5年 春季賃上げ要求・妥結状況

最終報

【集計組合数:419組合(加重平均)】

【調査時点:5月24日現在】

□ 妥結額 10,792円(前年:5,967円)

□ 賃上げ率 3.62%(前年:2.00%)

【調査結果の特徴点】

- 全体平均では、妥結額が10,000円を超えるのは、本府が加重平均による集計を開始した平成5年以来、賃上げ率が3%を超えるのは平成6年以来となる。
- 企業規模別の妥結額は、全ての規模で前年より大幅に増加している。
- 産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。

- 大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。
- 本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。
- 6月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/list3505.html>

右記のQRコードからもご覧いただくことができます。



本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約 1,700 組合を調査対象として実施し、5月 24 日までに妥結額が把握できた

528組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな419組合(123,381 人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均＝(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/ 各組合の組合員数の合計

経済的背景と要求・交渉経過

(1)経済的背景と労使交渉等の動向

〈政府の動向〉

- ・岸田総理は、令和4年 11 月 10 日に開催された「第 12 回新しい資本主義実現会議」において、「来春の賃金交渉に向けた賃金引き上げについては、その成果に、成長と分配の好循環の実現が懸かっている」として、労使に対して、「物価上昇を特に重視すべき要素として掲げ、これに負けない対応を強くお願いする」と述べ、2023 春闘における賃上げの実現に期待感を示しました。
- ・また、令和5年1月4日の年頭記者会見において、「成長と分配の好循環の中核である賃上げを何としても実現しなければならない。この 30 年間、企業収益が伸びても期待されたほどに賃金は伸びず、想定されたトリクルダウンは起きなかった。この問題に終止符を打ち、賃金が毎年伸びる構造をつくる。今年の春闘について、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたい」と述べました。

〈労使の動向〉

- ・連合の芳野会長は、令和4年 12 月 1 日に公表した「2023 春季生活闘争方針」をふまえ、「物価上昇によって働く仲間の生活は苦しくなっており、賃上げへの期待は大きい。とりわけ生活がより厳しい層への手当てが不可欠である。各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点とすべての働く人の生活を持続的に維持・向上させる転換点とするマクロの観点から、賃上げ分3%程度、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含む賃上げ5%程度を目標に取り組んでいく」と述べました。
- ・日本経団連の十倉会長は、令和5年1月1日の日本経済新聞社などの年頭インタビューにおいて、「物価を重視して賃上げの努力をするのは企業の責務だ。賃上げのきっかけは(資源高や円安による)コストプッシュ型かもしれないが、持続的な物価と賃金上昇の好循環につなげることが一番大切だ。できるだけ(基本給を底上げする)ベースアップを中心にやってほしいと会員企業に呼びかける」と述べました。

〈経済的背景〉

- ・内閣府は、令和5年1月 25 日に公表した月例経済報告において、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している」とし、また、先行きについては、「ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある」などの判断を示しました。

〈交渉経過〉

- ・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月下旬までに要求書を提出、3月 15 日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組合においても交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。

(2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
○連合「連合白書（2023 春季生活闘争の方針と課題）」（令和4年12月） 〈基本的な考え方〉 ・「未来づくり春闘」に向けて、短期的な視点からの労働条件決定にとどまらず、20年以上にわたる賃金水準の低迷、その中で進んできた不安定雇用の拡大と中間層の収縮、貧困や格差の拡大などの中期的な分配構造の転換を射程に入れた従来のフレームに急性インフレと慢性デフレが重なった「物価上昇への対応」という新たな要素を加えて方針を組み立てた点が特徴。 ・月例賃金は、最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決める必要がある。所定内賃金で生活できる賃金水準を確保するとともに「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざす必要がある。 ・所得階層別にみると下位20%の勤労者世帯では、「勤め先収入」と給付金や子ども手当などの「社会保障給付」だけでは生活が賄えず赤字になっていることから、デフレマインドを払拭し、月例賃金の改善にこだわり、「底上げ」「底支え」「格差是正」をより強力に推し進める。 ・国際的に見劣りする賃金水準の改善や格差是正の実現をはかる必要がある。賃上げを継続し、改善幅を拡大していくためには生産性の向上も重要であり、「人への投資」「未来への投資」をこれまで以上に強化していく。 〈具体的な要求指標〉 ・賃上げ分3%程度、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%程度 ・昇給ルールの導入、導入する場合は勤続年数で賃金カーブを描く。 ・水準は、勤続17年相当で時給1,750円、月給288,500円以上をめざす。 ・企業内すべての労働者を対象に協定を締結。 ・締結水準は、時給1,150円以上をめざす。 ○全労連・国民春闘共闘委員会「23年国民春闘 方針」（令和5年1月） 〈基本的な考え方〉 ・9月の毎月勤労統計調査によると、1人当たりの賃金は物価変動を考慮した実質賃金が前年同月比1.3%減少し、6ヵ月連続のマイナスとなった。 ・名目賃金は緩やかに増えているが、それ以上に物価高騰が進んでいるため、実質賃金が減る構図となっている。 ・企業は利益を賃金に回さずに内部留保を溜め続けており、輸出大企業を中心に円安の恩恵を受け、経常利益が過去最高を更新し内部留保も増加した。 ・正規雇用・非正規雇用、移住労働者を問わず、物価の高騰を補うだけでなく、さらに生活改善をめざすベースアップをめざす。 〈具体的な要求指標〉 ・賃上げ要求：月額30,000円以上、時間額190円以上 ・最低賃金要求：月額225,000円以上、時間額1,500円以上	○経団連「2023年版経営労働政策特別委員会報告」（令和5年1月） 〈連合「2023 春季生活闘争方針」への見解〉 ・連合が2023春闘方針で示しているデフレからの脱却や「人への投資」、日本全体の生産性引き上げの必要性、サプライチェーンにおける取引適正化の推進など、基本的な考え方や方向性、問題意識の多くは経団連と基本的に一致。 ・「賃上げ分3%程度、定昇分含め5%程度」などの賃金要求指標は、賃金引き上げのモメンタムが始まったとされる2014年以降の賃金引き上げ結果と比べて大きく乖離。建設的な賃金交渉をめざす観点から、要求水準自体については慎重な検討が望まれる。 〈基本的な考え方〉 ・2023の春季労使交渉においても、「賃金決定の大原則」に則って検討する方針は堅持。その上で、自社の経営状況を労使で正しく共有した上で、様々な考慮要素のうち「物価動向」を特に重視しながら、企業の社会的責務として、賃金引き上げのモメンタムの維持・強化に向けた積極的な対応を呼び掛けていく。 ・「人への投資」として「賃金引き上げ」と「総合的な処遇改善・人材育成」を積極的に検討し、成長の果実を働き手に適切に分配することが必要。 ・「賃金引き上げ」では、月例賃金や諸手当、賞与、一時金を柱として自社に適した方法の検討・実施、「総合的な処遇改善・人材育成」では、エンゲージメント向上を軸に「働きがい」と「働きやすさ」に資する諸施策の導入・拡充が必要。 ・労使は「闘争」の関係ではなく、価値協創に取り組む経営のパートナーとの認識の下、経団連はわが国が抱える社会的課題の解決に向けて未来を「協創」する労使関係をめざしていく。

調査結果の概要

(1) 妥結額・賃上げ率の推移 【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 10,792 円(前年:5,967 円)、賃上げ率 3.62%(前年:2.00%)となり、妥結額が 10,000 円を超えるのは、本府が加重平均による集計を開始した平成5年以来、賃上げ率が3%を超えるのは平成6年以来となりました。

(2) 企業規模別の妥結状況 【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、8,213 円(対前年比:2,737 円増、50.0%増)

「300 から 999 人」が、9,883 円(対前年比:4,016 円増、68.5%増)

「1,000 人以上」が、11,241 円(対前年比:5,215 円増、46.4%増)となり、全ての規模で前年より大幅に増加しました。

(3) 産業別の妥結状況 【P7「産業別の妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が11,475 円、非製造業の妥結額平均が10,029 円となり、製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均(10,792 円)と比べて妥結額が高かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「機械器具(14,095 円)」、「輸送用機械器具(12,605 円)」、「化学(12,503 円)」等となりました。

一方、低かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「情報通信業(7,611 円)」、「非鉄金属(7,979 円)」、「運輸業・郵便業(8,340 円)」等となりました。

■ 妥結額・賃上げ率の年次推移

年	集計 組合数	要結額		賃上げ率	
		金額 (円)	前年との差 (円)	賃上げ率 (%)	前年との差 (ポイント)
H5	585	10,614	—	3.93	—
6	554	8,632	▲ 1,982	3.12	▲ 0.81
7	450	8,316	▲ 316	2.97	▲ 0.15
8	492	8,289	▲ 27	2.86	▲ 0.11
9	453	8,691	402	2.94	0.08
10	391	7,952	▲ 739	2.64	▲ 0.30
11	453	6,115	▲ 1,837	2.04	▲ 0.60
12	798	5,733	▲ 382	1.95	▲ 0.09
13	669	5,957	224	2.02	0.07
14	473	5,086	▲ 871	1.70	▲ 0.32
15	473	4,836	▲ 250	1.63	▲ 0.07
16	446	4,961	125	1.66	0.03
17	476	5,198	237	1.72	0.06
18	503	5,388	190	1.80	0.08
19	522	5,503	115	1.85	0.05
20	505	5,739	236	1.89	0.04
21	391	5,426	▲ 313	1.80	▲ 0.09
22	397	4,903	▲ 523	1.65	▲ 0.15
23	363	5,221	318	1.75	0.10
24	417	5,239	18	1.77	0.02
25	409	5,265	26	1.79	0.02
26	395	6,239	974	2.13	0.34
27	400	6,513	274	2.21	0.08
28	417	5,743	▲ 770	1.93	▲ 0.28
29	468	5,465	▲ 278	1.89	▲ 0.04
30	394	6,463	998	2.18	0.29
R1	337	6,201	▲ 262	2.11	▲ 0.07
2	305	5,950	▲ 251	1.99	▲ 0.12
3	416	5,422	▲ 528	1.83	▲ 0.16
4	391	5,967	545	2.00	0.17
5	419	10,792	4,825	3.62	1.62

要求額	
集計 組合数	金額 (円)
434	7,883
447	8,361
455	7,448
364	8,250
344	6,677
318	7,077
385	6,379
370	6,689
380	8,548
361	10,604
392	9,408
411	8,638
374	9,492
308	9,660
287	9,528
403	8,365
375	9,191
401	14,412



※加重平均集計は平成5年より開始しました。

※要求額は、最終報の調査時点において把握できた組合の集計結果であり、集計を開始した平成18年より記載しています。

※各年の要求額は、その年の最終報時点で要求額・組合員数・平均賞金額が把握できた組合の加重平均を表しています。

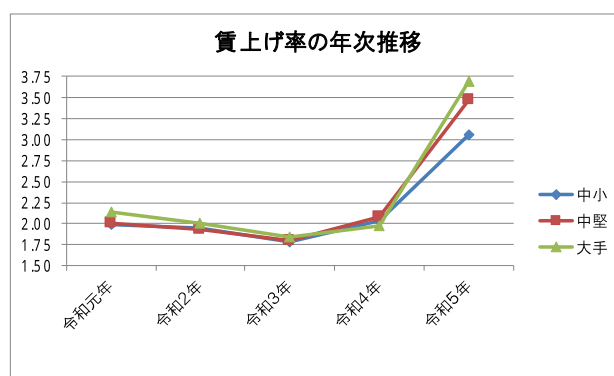
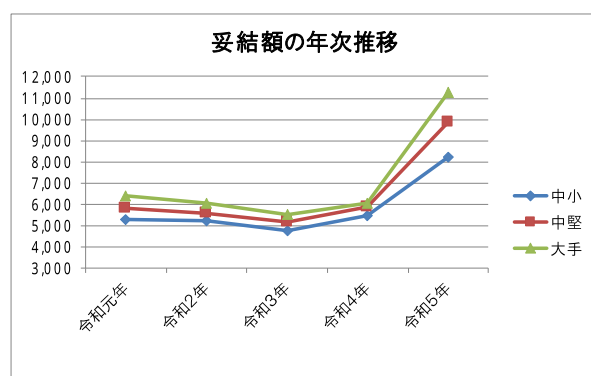
令和5年は、401組合の集計結果を表しています。

■企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	18	297,173	8,179	2.75
	30～99人	87	256,513	7,537	2.94
	100～299人	107	271,377	8,416	3.10
299人以下		212	268,403	8,213	3.06
300～999人		77	283,982	9,883	3.48
1,000人以上		130	303,611	11,241	3.70
総平均		419	297,853	10,792	3.62

■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
299人 以下の 内訳	29人以下	6,171	2.37	4,256	1.44	5,246	1.89	4,486	1.52	8,179	2.75
	30～99人	5,043	1.94	4,591	1.78	4,132	1.63	5,377	2.08	7,537	2.94
	100～299人	5,350	2.00	5,461	2.00	4,921	1.82	5,529	2.03	8,416	3.10
299人以下		5,281	1.99	5,233	1.94	4,760	1.78	5,476	2.04	8,213	3.06
300～999人		5,789	2.01	5,582	1.93	5,148	1.80	5,867	2.08	9,883	3.48
1,000人以上		6,420	2.14	6,060	2.01	5,546	1.84	6,026	1.98	11,241	3.70



※各年の妥結額は、その年の最終報時点、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■産業別の妥結状況（集計組合数:419組合）【加重平均】

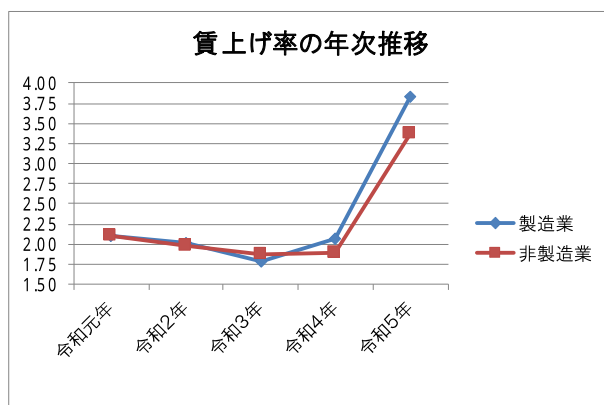
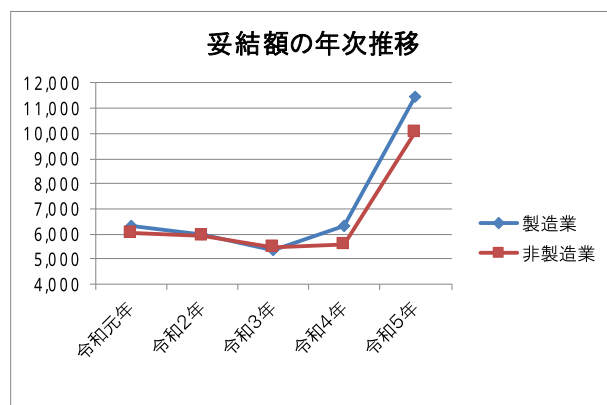
産 業		集計 組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)
全産業計		419	123,381	297,853	10,792	3.62	14,412
製 造 業	製造業平均	303	65,079	299,194	11,475	3.84	13,876
	食料品・たばこ	27	4,665	297,829	11,380	3.82	13,922
	繊維、衣服	29	4,647	288,730	11,247	3.90	14,458
	木材、家具・装備品	3	500	279,137	9,644	3.45	12,700
	パルプ・紙・紙加工品	6	505	276,675	11,486	4.15	12,009
	印刷・同関連	7	814	253,832	4,601	1.81	9,620
	化学	36	3,994	305,037	12,503	4.10	14,773
	石油・石炭製品						
	プラスチック製品	3	593	251,381	8,968	3.57	17,160
	ゴム、皮革製品	3	200	240,953	4,820	2.00	8,741
	窯業・土石製品	2	81	240,364	13,161	5.48	9,173
	鉄鋼	32	6,434	295,493	10,554	3.57	12,762
	非鉄金属	15	1,321	279,042	7,979	2.86	12,551
	金属製品	46	8,900	267,741	8,507	3.18	11,255
	機械器具	67	16,687	316,485	14,095	4.45	15,921
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	10,054	3.40	
	電気機械器具	10	2,549	287,892	11,719	4.07	14,146
	情報通信機械器具	1	12	332,550	12,400	3.73	19,400
	輸送用機械器具	12	11,162	318,867	12,605	3.95	13,875
	その他の製造	3	2,005	291,934	4,800	1.64	11,146
非 製 造 業	非製造業平均	116	58,302	296,355	10,029	3.38	15,127
	農林水産業						
	鉱業・採石・砂利	1	25	246,966	11,814	4.78	15,000
	建設業	3	1,627	304,880	10,374	3.40	13,701
	電気・ガス・熱供給・水道業						
	情報通信業	17	1,407	309,027	7,611	2.46	19,062
	うち、通信・放送	1	373	249,722	11,000	4.40	28,000
	うち、情報サービス	1	11	170,853	3,000	1.76	10,000
	うち、情報制作(出版等)	15	1,023	332,136	6,425	1.93	15,293
	運輸業・郵便業	28	14,017	307,869	8,340	2.71	13,525
	うち、私鉄・バス等	5	8,860	306,844	8,453	2.75	
	うち、道路貨物輸送	13	4,816	313,785	8,035	2.56	13,338
	うち、郵便業						
	うち、その他	10	341	250,935	9,694	3.86	17,015
	卸売・小売業	47	32,265	293,845	10,258	3.49	14,797
	金融・保険業、不動産、物品賃貸業	1	2,792	285,298	16,639	5.83	16,639
	うち、金融・保険業						
	うち、不動産業	1	2,792	285,298	16,639	5.83	16,639
	うち、物品賃貸業						
	学術研究、専門・技術サービス業	1	467	274,220	5,062	1.85	5,062
	飲食店、宿泊業	2	651	232,337	9,596	4.13	11,837
	生活関連サービス業、娯楽業	2	30	295,900	11,148	3.77	14,136
	医療、福祉、教育、学習支援業	6	330	296,828	6,568	2.21	26,950
	うち、教育・学習支援業	4	123	276,533	6,063	2.19	24,862
	うち、医療・福祉	2	207	308,887	6,868	2.22	28,191
	複合サービス事業、サービス業	8	4,691	290,367	10,959	3.77	18,256
	うち、複合サービス事業	2	2,175	268,667	7,016	2.61	19,224
	うち、自動車整備・機械修理	1	4	399,350	5,000	1.25	2,000
	うち、賃貸・広告業						
	うち、その他	5	2,512	308,983	14,383	4.65	17,436

※集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないといわれることから、結果の利用にはご注意ください。

※要求額は、最終報時点て要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな401組合の集計結果を表しています。

■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
製造業	6,312	2.11	5,998	2.01	5,341	1.78	6,307	2.07	11,475	3.84
非製造業	6,053	2.11	5,907	1.98	5,493	1.87	5,582	1.90	10,029	3.38



※各年の妥結額は、その年の最終報時点で、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 要求・回答・妥結状況)

	令和5年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年
第1報	4月3日	657組合	567組合	195組合	171組合	117組合	101組合
		19,271円	14,213円	9,263円	5,918円	10,739円	6,403円
第2報	4月19日	726組合	657組合	428組合	377組合	291組合	273組合
		18,965円	13,934円	8,348円	5,200円	9,615円	5,838円
第3報	5月12日	761組合	706組合	544組合	478組合	427組合	413組合
		18,747円	13,839円	8,126円	5,226円	8,837円	5,315円
最終報	6月5日	771組合	735組合	555組合	514組合	528組合	479組合
		18,703円	13,652円	8,323円	5,227円	8,500円	5,227円

※本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答・妥結	74組合	年間一時金	1,258,776円
	186組合	夏季一時金	655,036円

※本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。

※夏季一時金の調査結果については、6月中旬以降に順次、発表します。

令和5年6月16日(金)午後2時

連 絡 先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 裏野・松浦

▽直 通 06-6946-2604

令和5年 春季賃上げ妥結状況

詳細分析報告

【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月24日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

(集計組合数:357 組合)

【全体結果】(表1)

項 目	令和5年	令和4年	対前年比
妥結額	11,060円	6,342円	4,718円増 (74.4%増)
賃上げ率	3.70%	2.10%	1.60ポイント増

【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年を大幅に上回っている。
 - すべての企業規模で前年を大幅に上回っている。
 - 産業別では、製造業、非製造業ともに前年を大幅に上回っている。
- また、製造業では全業種で、非製造業では8割の業種でプラス傾向となっている。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月24日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた419組合※のうち、前年の妥結額についても把握できた357組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

※この419組合を対象とした加重平均結果については、6月5日公表の令和5年春季賃上げ要求・妥結状況(最終報)をご覧ください。

○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

調査結果の詳細分析 【集計組合数:357組合】

(1) 妥結額の状況 【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額11,060円(前年:6,342円)と、対前年比4,718円増・74.4%増となり、前年を大幅に上回る結果となりました。

(2) 企業規模(従業員数)別の妥結状況 【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299 人以下」が、対前年比 2,935 円増・54.2%増（令和5年:8,349 円 令和4年:5,414 円）

「300 から 999 人」が、対前年比 4,361 円増・73.0%増（令和5年:10,332 円 令和4年:5,971 円）

「1,000 人以上」が、対前年比 4,956 円増・76.3%増（令和5年:11,452 円 令和4年:6,496 円）
となりました。

(表2) 企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
			令和5年	令和4年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	15	7,680	4,507	3,173	70.4	
	30～99人	73	7,503	4,948	2,555	51.6	
	100～299人	89	8,632	5,581	3,051	54.7	
299人以下		177	8,349	5,414	2,935	54.2	↗
300～999人		64	10,332	5,971	4,361	73.0	↗
1,000人以上		116	11,452	6,496	4,956	76.3	↗
総加重平均		357	11,060	6,342	4,718	74.4	
総単純平均(参考)			9,537	5,795	3,742	64.6	

※増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況【4, 5ページ・表4-(1), (2) 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 11,878 円(対前年比 4,891 円増、70.0%増)、非製造業が10,123 円(対前年比 4,520 円増、80.7%増)となりました。

製造業では、増減傾向(矢印)を記載した 17 業種全てでプラス傾向となりました。

非製造業では、増減傾向(矢印)を記載した 10 業種のうち 8 業種でプラス傾向となりました。

なお、集計組合数が 10 組合以上あった業種のうち、前年と比べ増加率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3) 産業別の妥結状況(加重平均)のうち、前年に比べ増加率の高かった上位 3 業種

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】
			令和5年 (円)	令和4年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向	
卸売・小売業	40	29,835	10,455	5,521	4,934	89.4	➡	スーパー、コンビニ事業を展開する一部大手組合においてマイナス妥結となっているものの、家電・自動車・飲料品・食料品・百貨店などの小売業を営む大手組合を中心に、9割の組合でプラス妥結となっている。
食料品・たばこ	23	4,167	11,650	6,240	5,410	86.7	➡	食肉加工品製造等を営む一部中堅組合においてマイナス妥結となっているものの、食料品・飲料品の製造・卸売業を営む大手組合を中心に、9割の組合でプラス妥結となっている。
機械器具	63	16,449	14,149	7,877	6,272	79.6	➡	各種機械器具の開発・製造を営む一部中堅・中小組合においてマイナス妥結となっているものの、9割を超える大手・中堅・中小組合でプラス妥結となっている。

※ 本集計では、集計組合数が 10 組合以上あった11業種全てでプラス傾向となりました。

(表4－(1)) 産業別の妥結状況(製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和5年 (円)	令和4年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
製造業	265	59,977	11,878	6,987	4,891	70.0	↗
食料品・たばこ	23	4,167	11,650	6,240	5,410	86.7	↗
繊維、衣服	24	4,534	11,370	6,714	4,656	69.3	↗
木材、家具・ 装備品	2	479	9,848	4,515	5,333	118.1	↗
パルプ・紙・ 紙加工品	4	371	13,594	5,937	7,657	129.0	↗
印刷・同関連	4	228	7,581	4,111	3,470	84.4	↗
化学	33	3,760	12,267	7,023	5,244	74.7	↗
石油・石炭製品							
プラスチック製品	3	593	8,968	8,027	941	11.7	↗
ゴム、皮革製品	3	200	4,820	4,210	610	14.5	↗
窯業・土石製品	2	81	13,161	3,999	9,162	229.1	↗
鉄鋼	27	5,690	10,794	7,431	3,363	45.3	↗
非鉄金属	13	970	8,115	6,626	1,489	22.5	↗
金属製品	41	8,527	8,570	6,145	2,425	39.5	↗
機械器具	63	16,449	14,149	7,877	6,272	79.6	↗
電子部品・ デバイス	1	10	10,054	5,780	4,274	73.9	↗
電気機械器具	9	2,509	11,823	5,642	6,181	109.6	↗
情報通信 機械器具							
輸送用機械器具	11	11,050	12,622	7,078	5,544	78.3	↗
その他の製造	2	359	8,471	5,252	3,219	61.3	↗

※1 集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないことから、結果の利用にはご注意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4－(2)) 産業別の妥結状況(非製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和5年 (円)	令和4年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
非製造業	92	52,356	10,123	5,603	4,520	80.7	↗
農林水産業							↘
鉱業・採石・砂利	1	25	11,814	5,000	6,814	136.3	↗
建設業	2	533	2,932	3,310	▲ 378	▲ 11.4	↘
電気・ガス・熱供給・水道業							↘
情報通信業	13	846	7,123	6,757	366	5.4	↗
うち、通信・放送 うち、情報サービス うち、情報制作(出版等)	13	846	7,123	6,757	366	5.4	↘
運輸業・郵便業	23	13,576	8,311	4,744	3,567	75.2	↗
うち、私鉄・バス等 うち、道路貨物輸送 うち、郵便業 うち、その他	5 10 8	8,860 4,434 282	8,453 7,987 8,951	5,515 3,247 4,045	2,938 4,740 4,906	53.3 146.0 121.3	↘
卸売・小売業	40	29,835	10,455	5,521	4,934	89.4	↗
金融・保険業、不動産、物品賃貸業	1	2,792	16,639	5,097	11,542	226.4	↗
うち、金融・保険業 うち、不動産業 うち、物品賃貸業	1	2,792	16,639	5,097	11,542	226.4	↘
学術研究、専門・技術サービス業	1	467	5,062	6,063	▲ 1,001	▲ 16.5	↘
飲食店、宿泊業							↘
生活関連サービス業、娯楽業	2	30	11,148	3,694	7,454	201.8	↗
医療、福祉、教育、学習支援業	4	123	6,063	4,358	1,705	39.1	↗
うち、教育・学習支援業 うち、医療・福祉	4	123	6,063	4,358	1,705	39.1	↘
複合サービス事業、サービス業	5	4,129	11,500	9,429	2,071	22.0	↗
うち、複合サービス事業 うち、自動車整備・機械修理 うち、賃貸・広告業 うち、その他	1 4	1,639 2,490	6,992 14,467	3,500 13,332	3,492 1,135	99.8 8.5	↘

※1 集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないことから、結果の利用にはご注意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。